

# 『兼頭卿記』に見える先祖の供養

水藤 真

- 一 『兼頭卿記』について
- 二 『兼頭卿記』にみえる先祖の供養
- 三 兼頭の行った追善供養

## 論文要旨

本稿は、文明八年から同十一年に記された『兼頭卿記』により、その葬送や供養の様子を追跡し、もって中世に於ける葬送・墓制の一端を明らかにしようというものである。先ず、死・葬送のことはこの日記には記されていない。考えられることは三つある。①死・葬送を忌み嫌ひ記述することを避けた。②死・葬送の時には喪に服するため日記を付けることができなかった。③たまたま近親に死去するものがなかったため記述されなかったか、或いは、たまたま該当の部分が散逸して無くなったなど偶然的理由で認めることができない、という三つの考え方である。今、この三つの考えの内の、どれがその理由かは不明である。

次に死者の追善供養に関する記載は多い。年忌や月忌である。但し、それ

が行われるのは父・祖父・曾祖父及び両祖母の計五人についてであった。即ち、追善供養は、極めて近い近親についてのみ行われたのである。仮に何代にもわたる先祖代々の供養をことごとく行おうとすれば、年がら年中、毎日先祖の供養を行っていなければならないことになる。そんなことは不可能であり、事実、行われることもなかった。意外に、今日の合理的な考え方と思われるかもしれない。しかし、現に当時の人もそう考えていたのであり、その徴証もある。即ち、個人の日常的付き合いの中では、祖父・祖母までが実際に顔を知った間柄であり、追善供養もその範囲で行われることが多かったのである。祖先祭祀・先祖供養と言って、ひたすら先祖代々、遥か遠い先祖の供養をしていた訳ではなかったのである。